

要求水準書（案）に関する意見・提案への回答

No.	頁	項目					内容	回答
1	12	第1	3	(7)			建築確認申請書等の申請者（施主）が水道局と記載されていますが、事業者で問題ないのでしょうか。	「建築確認申請書等」を「計画通知等」に修正します。
2	17	第1	4	(5)	ウ	(エ)	「その他の本事業に関連する基準等」として、より良い提案のために「仁井田浄水場更新基本設計等業務委託」における成果品の公表をお願い致します。	公表の予定はありません。
3	17	第1	4	(5)	ウ	(エ)	市側の意図を十分に認識するために「仁井田浄水場更新基本設計等業務委託」における成果品の公表をお願い致します。	No. 2を参照
4	18	第1	4	(7)	ア		原水供給条件について、原水水質引渡し基準を明確にさせていただきようお願い致します。	要求水準書（案）に示した原水供給条件（提供資料1および2）に基づく事業者提案とします。
5	19	第1	4	(7)	イ		図表13 原水濁度の測定実績が1,000mg/Lの記載があり、注釈として「※原水濁度の測定範囲は、0～1,000mg/Lとなっている。」とあります。過去に1,000mg/L以上を記録したことが推測されます。薬注計画については実績データから設定することも可能ですが、最大濁度発生時の沈澱汚泥の貯留量などの検討には、測定実績では無く、原水水質の最大濁度を示して頂けないでしょうか。	手分析による実績として、図表13で示す期間で最大濁度1,500度を観測しています。
6	19	第1	4	(8)			「浄水の要求水質において、目標値とは、…達成を必須としない、」と記述されていますが、この達成の有無によって、提案のバラツキが大きくなることが考えられます。例えば、達成を必須とするような目標値への変更など、具体的に示すことはできないでしょうか。	原文のとおりです。
7	20	第1	4	(8)			図表14 豊岩浄水場の浄水の要求水質のうち、その他の水質基準項目（49項目）について、本事業では浄水処理施設の一部新設（粉末活性炭注入設備）及び急速ろ過池（改造）であることから、臭気や濁度以外の水質について、本事業範囲だけでは、影響は与えられない項目がございます。臭気や濁度以外の浄水の水質条件を満たさないことが生じても、整備の不備を問わないものとしていただきたいです。また、原水の供給条件に加え、急速ろ過池への流入条件をご提示いただけないでしょうか。	前段：原文のとおりです。 後段：要求水準書（案）に示した原水供給条件（提供資料2）に基づく事業者提案とします。
8	20	第1	4	(11)			契約不適合責任期間について、製品や材料によっては2年に満たないものがあることから、一般的に契約不適合責任期間が2年に満たない製品・材料については適当な年数の責任期間とすることを認めていただけませんか。	募集要項等で示します。
9	21	第1	4	(13)	ア	(カ)	排水先について、募集公告時に明示いただくようお願い致します。	排水先は古川を想定しています。
10	23	第1	4	(14)			想定地震動が具体的に示されていませんが、改訂される予定の水道施設耐震工法指針では、方法1～3より選定することになると思います。本事業では液状化の影響が大きいことから、長周期成分の卓越した地震動も含めて、どのような設計地震動を適用するかご教示いただけないでしょうか。	事業者提案とします。
11	24	第1	4	(14)			構造形式（土木構造物）、構造形式（建築構造物）と区分して要求事項を記述されていますが、本事業において複合構造物も対象とすることを踏まえて、土木構造物と建築構造物の対象を具体にご提示していただけないでしょうか。	事業者提案とします。

要求水準書（案）に関する意見・提案への回答

No.	頁	項目				内容	回答
12	44	第2	3	(1)	イ	図表19 「薬品注入設備」について 「薬品注入設備は自然流下方式とすること」とあります。ポンプ注入方式では、貯留槽から注入ポンプで直接注入するのに対し、自然流下方式（注入機方式）では、貯留槽から移送ポンプ・小出し槽・注入機を経由して注入します。自然流下方式の方が構成機器が多いため、①各機器の故障等による注入不具合のリスクが高い、②各機器の巡回点検に時間がかかる等のデメリットがあります。薬品注入の方式については、「自然流下方式」指定ではなく、事業者提案としていただけませんかでしょうか。	原文のとおりです。
13	44	第2	3	(1)	イ	図表19 「フロック形成池」について 「1 攪拌方式は機械攪拌式とし、耐食性を考慮した材質とすること。2 季節変動による攪拌力を調整するための回転数制御装置を設けること。」とありますが、機械攪拌式でない場合も攪拌力を調整することはできます。季節変動による攪拌力を調整することができ、その他メリットがある場合は機械攪拌式に限らない（事業者提案）としていただけませんかでしょうか。	原文のとおりです。
14	45	第2	3	(1)	イ	図表 19 「沈澱池」について 「2 排泥設備は、汚泥掻寄せ機、傾斜板（管）、排泥弁、汚泥引抜ポンプ等により構成すること。」とありますが、排泥方法として汚泥掻寄せ機以外の方法にメリットがある場合は事業者提案としていただけませんかでしょうか。	原文のとおりです。
15	45	第2	3	(1)		急速ろ過池6. において、表洗・逆洗水取水量が0の場合においても洗浄可能なものとするがありますが、取水量が0となる時間によって、洗浄水の確保する方法が変わると考えます。具体的に、どの程度の期間を想定されているかご教示いただけないでしょうか	取水量が0の場合においても洗浄可能な仕様を求めたもので、具体的な期間は想定しておりません。また、ろ過池全量の逆洗を求めるものではありません。適切な容量を確保する事業者提案を求めます。
16	45	第2	3	(1)		急速ろ過池6. において、表洗・逆洗水取水量が0の場合においても洗浄可能なものとするがありますが、取水量が0が長時間継続される場合には、ろ過池自体の運転ができなくなりますが、どのような運転方法をお考えか、お示しいただけないでしょうか。	No. 15を参照
17	45	第2	3	(1)	イ	図表19 「急速ろ過池2」においては「多層ろ過とし」とあり、「急速ろ過池5」においては「洗浄方法は逆流洗浄と表面洗浄とすること」とあることについて、多層ろ過方式では、ろ層内部まで濁質を捕捉しますが、表面洗浄ではろ層内部までは洗浄できず、表面洗浄よりも空気洗浄の方が適していることから、「多層ろ過」を指定する場合には洗浄方法を事業者提案としていただけませんかでしょうか。	ろ層の表面は表面洗浄で、ろ層内部の洗浄は逆流洗浄で行うものと想定しています。
18	45	第2	3	(1)	イ	図表19 「急速ろ過池」について 「洗浄方法は逆流洗浄と表面洗浄とすること」とあり、ろ層については「多層ろ過とし、…」とあります。多層ろ過方式では、ろ層内部まで濁質を捕捉しますが、表面洗浄ではろ槽内部まで洗浄できないため、表面洗浄よりも空気洗浄の方が適しています。「多層ろ過」指定の場合は洗浄方法を事業者提案としていただけませんかでしょうか。	No. 17を参照
19	45	第2	3	(1)	イ	図表19 「急速ろ過池」について 「洗浄方法は逆流洗浄と表面洗浄とすること」とあり、ろ層については「多層ろ過とし、…」とあります。多層ろ過方式では、ろ層内部まで濁質を捕捉しますが、表面洗浄ではろ層内部まで洗浄できないため、表面洗浄よりも空気洗浄の方が適しています。「多層ろ過」指定の場合は洗浄方法を事業者提案としていただけませんかでしょうか。	No. 17を参照

要求水準書（案）に関する意見・提案への回答

No.	頁	項目				内容	回答
20	48	第2	3	(1)	イ	図表19 「計装設備」について 「施設が複数系列ある場合は、系列ごとに測定可能なこと」とありますが、原水濁度や浄水濁度を系列（池）ごとに測定する意味はありません。計測項目一覧を「系列（池）ごとの測定が必要な計測項目」と「全系列（池）で1箇所測定でよい計測項目」を明確に提示していただけないでしょうか。	ろ過濁度以外の計測項目については、系列ごとに測定可能としますが、系列数分の計測機器の設置については事業者提案とします。
21	48	第2	3	(1)	イ	図表19 「計装設備」について 「混和池・フロック形成池・薬品沈澱池」の測定項目に「界面」とありますが。傾斜板（管）沈澱池において沈澱汚泥の界面を測定するには、傾斜板（管）を切り欠く必要がありますが、沈澱処理に悪影響を及ぼす恐れがあります。「沈澱池」の測定項目から「界面」を除外していただけないでしょうか。	原文のとおりです。
22	51	第2	3	(1)	ウ	図表20 「新仁井田浄水場試運転時において、仮設管理棟監視室で新・旧水運用の状態を常に監視できるようにすること」とありますが、監視操作する場所、同時に動かす送水ポンプと、それら全てが離れた場所となり危険ですので、仮設管理棟監視室だけでなく、新仁井田浄水場監視室においても、新・旧水運用の状態を常に監視する必要がある旨、記載いただくことの検討をお願い致します。	事業者提案とします。
23	51	第2	3	(1)	ウ	図表20 監視制御設備13 「新仁井田浄水場試運転時において、仮設管理棟監視室で新・旧水運用の状態を常に監視できるようにすること。」とありますが、新仁井田浄水場における各新送水ポンプの試運転時には、旧仁井田浄水場の各旧送水ポンプが稼働している状況での試運転となるため、安全・安心な水道水供給を行うために「新仁井田浄水場監視室においても、旧水運用の状態を常に監視できるようにすること」と記載いただくことについて検討をお願い致します。	事業者提案とします。
24	54	第2	3	(2)	ア	図表22 「急速ろ過池改造（クリプト対策）」については、既設急速ろ過池の表洗管等の配管が記載された機械設備に関する図面がなく、改造方法の検討が困難なため、配管が記載された既設機械設備に関する図面や詳細なフローシート、もしくは豊岩浄水場の急速ろ過池への改造に係る基本設計資料をお示しいただけませんかでしょうか。	豊岩浄水場の図面等は提供資料をご確認ください。基本設計については公表の予定はありません。
25	54	第2	3	(2)	ア	急速ろ過池改造（クリプト対策）について 現状、土木・建築に関する既設資料データをご提供いただいておりますが、既設急速ろ過池の表洗管等の配管が記載された機械設備に関する図面がないため、改造方法の検討が困難です。配管等が記載された既設機械設備に関する図面や詳細なフローシート、もしくは豊岩浄水場の急速ろ過池への改造に係る基本設計資料をご提示していただけないでしょうか。	No. 24を参照
26	54	第2	3	(2)	ア	急速ろ過池改造（クリプト対策）について 「改造時における浄水施設停止可能時間は4時間程度であり」とありますが、4時間での改造が困難と予想されます。貴局が仁井田浄水場更新基本設計等業務等において、改造内容をご検討されていまして、検討資料をご提示していただけないでしょうか。	No. 24を参照
27	54	第2	3	(2)	ア	急速ろ過池改造（クリプト対策）について 現状、土木・建築に関する図面をご提供いただいておりますが、既設急速ろ過池の表洗管等の配管が記載された機械設備に関する図面がなく、改造方法の検討が困難です。配管等が記載された既設機械設備に関する図面や詳細なフローシート、もしくは豊岩浄水場の急速ろ過池への改造に係る基本設計資料をご提示していただけないでしょうか。	No. 24を参照

要求水準書（案）に関する意見・提案への回答

No.	頁	項目					内容	回答
28	54	第2	3	(2)	ア		急速ろ過池改造（クリプト対策）について 「改造時における浄水施設停止可能時間は4時間程度であり」とあります。浄水施設停止可能時間が4時間といった制約は、配水池の容量と送水量、ご提供いただいた「豊岩浄水場運転試験について」から検討されたものでしょうか。既設豊岩浄水場の運用への影響を極力低減すべく具体的に改造方法検討していくにあたり、貴局が仁井田浄水場更新基本設計等業務等において、ご提供いただいている資料の他に改造方法についてご検討されていたら、検討資料をご提示していただけないでしょうか。	No. 24を参照
29	54	第2	3	(2)	ア	図表22	「急速ろ過池改造（クリプト対策）1」において、「クリプト対策として、ろ過開始時のスロースタート・逆洗終了時のスロースタート・逆洗終了時のスロースタート運転が可能となるように必要な設備の改造を行うこと」とありますが、既設の急速ろ過設備の改造については、当該設備のメーカーに依存せざるを得ないところがあることから、公平性が確保されるよう、事業対象から除外していただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
30	54	第2	3	(2)	ア	図表22	「急速ろ過池改造（クリプト対策）2」において、「改造時における浄水施設停止可能時間は4時間程度であり」とありますが、4時間での改造について検討した資料をご提示していただけないでしょうか。	浄水施設の全停止できる時間が1日最大4時間程度であり、ろ過池の個別停止についてはその限りではありません。ただし、停止できるろ過池はその都度、協議とします。 4時間程度とは、全停止可能時間を示しているもので、改造時間を示しているものではありません。また、作業について検討した資料はありません。
31	54	第2	3	(2)	ア		急速ろ過池改造（クリプト対策）について 「1 クリプト対策として、ろ過開始時のスロースタート・逆洗終了時のスロースタート・逆洗終了時のスロースタート運転が可能となるように必要な設備の改造を行うこと。」とありますが、既設の急速ろ過設備の改造は事業者選定の公平性の確保のため本事業対象外としていただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
32	別紙6						既設プラント電気設備の改造については、当該設備のメーカーに依存せざるを得ないところがあることから、公平性が確保されるよう、事業対象から除外していただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
33	別紙6						豊岩浄水場管理本館単線結線図記載の既設改造につきまして、事業者選定の公平性確保のため本事業対象外として頂けないでしょうか。	ご意見として承ります。
34	別紙6						上記に限らず既設プラント電気設備の改造は事業者選定の公平性確保のため本事業対象外として頂けないでしょうか。	ご意見として承ります。
35	別紙6						既設プラント電気設備の改造は事業者選定の公平性確保のため本事業対象外として頂けないでしょうか。	ご意見として承ります。
36							本事業は、DBであることから、運転管理に関する事項は対象外ですが、最適な施設計画や設計を評価するためには、運転管理方法も重要な評価要素であるため、運転管理に関する考え方や、運転コストなども提案事項とする方が、より優良な提案を導くものと考えますがいかがでしょうか。	ご意見として承ります。
37							提案の段階において、発生土運搬計画や工事工程の検討を詳細に実施することで、本事業の確実性を高めることが可能であると考えます。このため、現時点で建設業務の際に利用可能と考えられる用地をご教示いただけないでしょうか。	現時点で利用可能と想定している用地はありません。